

様式第四号

法人名 社会医療法人 義順顕彰会

所在地 鹿児島県西之表市西之表7463

※医療法人整理番号

純資産変動計算書  
(自 令和 4年 4月 1日 至 令和 5年 3月 31日)

(単位:千円)

	積立金				評価・換算差額等			純資産合計
	代替基金	設立等積立金	繰越利益積立金	積立金合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
令和4年3月31日 残高	0	1,257,424	3,471,889	4,729,313	0	0	0	4,729,313
会計年度中の変動額								
当期純利益			878,031	878,031				878,031
会計年度中の変動額合計	0	0	878,031	878,031	0	0	0	878,031
令和5年3月31日 残高	0	1,257,424	4,349,920	5,607,343	0	0	0	5,607,343

## 様式第五号

法人名 社会医療法人 義順顕彰会

※医療法人整理番号

所在地 鹿児島県西之表市西之表7463

## 有形固定資産等明細表

資産の種類	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引 当期末残高 (千円)	
有形固定資産	建物	3,370,882	4,841		3,375,723	2,304,552	57,266	1,071,171
	附属設備	840,832	28,565	6,580	862,816	697,896	21,658	164,920
	構築物	196,739	1,350	149	197,940	160,491	4,264	37,449
	車両運搬具	442	0		442	442		0
	医療器械備品	905,589	123,600	3,499	1,025,690	845,269	74,649	180,421
	その他の器械備品	400,717	17,049	4,532	413,234	356,679	29,236	56,555
	土地	435,012	36,637		471,649			471,649
	リース資産	534,856	3,722		538,578	529,773	4,491	8,805
	計	6,685,069	215,765	14,760	6,886,073	4,895,103	191,564	1,990,971
無形固定資産	ソフトウェア	661	3,080	682	3,058		682	3,058
	その他の無形固定資産	3,244	0	0	3,244			3,244
	計	3,904	3,080	682	6,302	0	682	6,302
その他の資産	出資金	30			30	0	0	30
	看護学生貸付金	158,798	16,147	20,202	154,743	0	0	154,743
	長期前払費用	3,263	253	2,465	1,051	0	0	1,051
	その他の固定資産	2,805	92		2,897	0	0	2,897
	計	164,896	16,492	22,668	158,721	0	0	158,721

様式第六号

法人名 社会医療法人 義順顕彰会  
 所在地 鹿児島県西之表市西之表7463

※医療法人整理番号				
-----------	--	--	--	--

引 当 金 明 細 表

区 分	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	29,519	6,069			35,588
賞与引当金	73,047	72,153	73,047		72,153
退職給付引当金	204,793	28,054	25,180		207,667

様式第七号

法人名 社会医療法人 義順顕彰会  
 所在地 鹿児島県西之表市西之表7463

※医療法人整理番号				
-----------	--	--	--	--

借入金等明細表

区 分	前期末残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	0	0		—
1年以内に返済予定の 長期借入金	0	0		—
長期借入金（1年以内に 返済予定のものを除 く。）	0	0		
その他の有利子負債	0	0		
合 計	0	0	—	—

該当なし

様式第八号

法人名 社会医療法人 義順顕彰会  
 所在地 鹿児島県西之表市西之表7463

※医療法人整理番号				
-----------	--	--	--	--

有 価 証 券 明 細 表

【債 券】

銘 柄	券 面 総 額 (千円)	貸借対照表価額 (千円)
該当なし		
計		

【その他】

種 類 及 び 銘 柄	口 数 等	貸借対照表価額 (千円)
該当なし		
計		

様式第九の一号

法人名 社会医療法人 義順顕彰会

※医療法人整理番号

所在地 鹿児島県西之表市西之表7463

事業費用明細表

(単位：千円)

区 分	本来業務事業費用			附帯業務 事業費用	収益業務 事業費用	合 計
	事業費	本部費	計			
材料費	912,111	0	912,111	232	0	912,343
給与費	2,505,451	0	2,505,451	45,790	0	2,551,241
委託費	433,168	0	433,168	0	0	433,168
経費	645,114	0	645,114	38,370	0	683,484
売上原価	0	0	0	0	0	0
その他の事業費用	6,871	0	6,871	151	0	7,022
計	4,502,714	0	4,502,714	84,544	0	4,587,258

## 重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記

### 1 継続事業の前提に関する事項

該当なし

### 2 資産の評価基準及び評価方法

#### ① たな卸資産

最終仕入原価法

### 3 固定資産の減価償却の方法

#### ① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法によっております。但し、平成10年4月以降に取得した建物(建物附属設備を除く)及び平成28年4月以降取得した建物附属設備並びに構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次の通りであります。

建物 10年～39年

附属設備 10年～18年

構築物 10年～50年

車両運搬具 2年

医療用器械備品 4年～10年

その他の器械備品 3年～10年

#### ② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

### 4 引当金の計上基準

#### ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については法人税法における貸倒引当金の繰入限度額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### ② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当会計年度に負担すべき額を計上しております。

#### ③ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当会計年度末における退職給付債務を簡便法(退職給付に係る

期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)により計算し、計上しております。

5 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。

6 その他貸借対照表等作成のための基本となる重要な事項

該当なし

7 重要な会計方針を変更した旨等

該当なし

8 資産及び負債のうち収益業務に関する事項・収益業務からの繰入金に関する事項

該当なし

9 担保に供されている資産に関する事項

該当なし

10 法第51条第1項に規定する関係事業者に関する事項

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業 内容	関係事業者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)

取引条件及び取引条件の決定方針等

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)

取引条件及び取引条件の決定方針等

11 重要な偶発債務に関する事項

該当なし

1 2 重要な後発事象に関する事項

該当なし

1 3 その他医療法人の財政状態又は損益の状況を明らかにするために必要な事項

有形固定資産の減価償却累計額 4,895,103 千円

## 独立監査人の監査報告書

令和5年5月18日

社会医療法人 義順顕彰会  
理事長 田上寛容 殿

中崎公認会計士事務所  
鹿児島県鹿児島市

公認会計士

### 監査意見

私は、医療法第51条第5項の規定に基づき、社会医療法人 義順顕彰会の令和4年4月1日から令和5年3月31日までの第42期会計年度の貸借対照表、損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びに財産目録（以下「計算書類」という。）について監査を行った。

私は、上記の計算書類が、全ての重要な点において厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して作成されているものと認める。

### 監査意見の根拠

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私の責任は、「計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。私は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告書、関係事業者との取引の状況に関する報告書、純資産変動計算書及び附属明細表である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

私の計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、私はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類の監査における私の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類又は私が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

私は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合

には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、私が報告すべき事項はない。

#### 計算書類に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して計算書類を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類を作成するに当たり、理事者は、継続事業の前提に基づき計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に基づいて継続事業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事者が継続事業を前提として計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類の注記

事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類の注記事項が適切でない場合は、計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続事業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類の表示及び注記事項が厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

法人と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上